



答 申 第 36 号

平成 27 年 8 月 28 日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会 長 石 岡 隆 司



青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正について（答申）

平成 27 年 7 月 24 日付け青市町村第 344 号で諮問のあった下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

諮問事項

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務を条例で定めることについて

(別紙)

次の事務について、条例で住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができるものとして定めることについては、異議ありません。

- 1 知事が本人確認情報を利用することができる事務
 - (1) 私立高等学校等就学支援費補助金関係事務
 - (2) 私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金関係事務
 - (3) 私立高等学校等修学支援事業関係事務
 - ア 奨学のための給付金関係事務
 - イ 学び直し支援金関係事務

- 2 知事が知事以外の執行機関（教育委員会）へ本人確認情報を提供する事務
 - (1) 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与関係事務
 - (2) 授業料等減免関係事務
 - (3) 国公立高等学校等修学支援事業関係事務
 - ア 奨学のための給付金関係事務
 - イ 学び直し支援金関係事務

1 住民基本台帳法に基づく本人確認情報保護審議会について

(1) 本人確認情報の保護に関する審議会の設置

- 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の9第1項において、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を置くことが規定されている。
- 当該審議会は、住民基本台帳ネットワークシステムに関して、都道府県において個人情報保護に関する措置を講ずる必要があり、その際に行政機関の独断に陥らないよう外部からチェックし意見を述べる機能を担うものとされている。
- 本県では、この審議会について、青森県住民基本台帳法施行条例（平成14年7月青森県条例第57号。以下「住基条例」という。）第2条で青森県情報公開・個人情報保護審査会としている。
- なお、これまで点検を依頼していた特定個人情報保護評価は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）で規定されたものであり、住基法の規定に基づくものではない。

- 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）（抄）
（都道府県の審議会の設置）

第30条の9 都道府県に、第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

- 青森県住民基本台帳法施行条例（平成14年7月3日青森県条例第57号）（抄）
（本人確認情報の保護に関する審議会）

第2条 法第30条の9第1項に規定する審議会は、青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成21年12月青森県条例第90号）第1条に規定する青森県情報公開・個人情報保護審査会とする。

1 住民基本台帳法に基づく本人確認情報保護審議会について

(2) 本人確認情報の保護に関する審議会が処理する事務

○ 知事が諮問する事項についての調査審議

【知事が諮問する事項として想定されているもの】

- ① 知事は法令で定める場合に本人確認情報を利用・提供できるが、条例を定めることにより、本人確認情報の利用・提供ができるものとされており、これらの条例を制定するに当たっての諮問
(具体例)
 - ・ 知事が条例で定める事務を遂行する場合（住基法第30条の8第1項第2号）
 - ・ 知事以外の県の執行機関で条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあった場合（住基法第30条の8第2項）
- ② 本人確認情報の安全保護措置の在り方、本人確認情報の処理に当たって問題が生じた場合の改善策に関する諮問
- ③ 住民基本台帳ネットワークシステムに対する苦情の処理に関する諮問

9月定例会において住基条例に独自利用事務を規定する旨の条例改正が必要であることから、青森県情報公開・個人情報保護審査会へ「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務を条例で定めること」について諮問するもの

2 住基条例で規定する事務について

(1) 住基条例で知事が利用できる事務を定める理由について

- 番号利用法は平成27年10月5日に施行（個人番号の利用等に関する規程については平成28年1月1日施行）され、社会保障・税番号制度が導入されることとなっている。
- 番号利用法で個人番号を利用できると規定された事務は、すべて、住基法で本人確認情報の利用・提供を受けることができる事務として規定されており、その理由としては、個人番号利用事務の実施に当たっては、本人の実在性（架空の人物ではないこと）・同一性（他人への成りすましではないこと）を確認する拠り所として、常に住基ネットの本人確認情報を参照することが保障されているためとされている。
- また、番号利用法では、地方公共団体では番号利用法で規定された事務に加え、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で条例で定めるものの事務の処理に関しても個人番号を利用することができることとされている。
- これについて、県では青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「番号利用条例」という。）を制定し、個人番号を利用することができる事務を規定することとしている（9月定例会提案予定。各事務については次頁参照。）。
- このため、番号利用条例に基づき個人番号を利用する事務について、法律と同様に、常に住基ネットの本人確認情報を利用することができるようにしておく必要があることから、番号利用条例で規定する事務について、住基法第30条の8で規定する条例で定める事務とするため、住基条例を改正するもの。

2 住基条例で規定する事務について

(2) 住基条例で規定する事務について

○ 住基条例で本人確認情報の利用等ができる事務として以下の事務を規定する予定

(住基法第30条の8第1項第2号) 知事による本人確認情報の利用

- ① 私立高等学校等就学支援費補助金関係事務
- ② 私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金関係事務
- ③ 私立高等学校等修学支援事業関係事務
 - ア 奨学のための給付金関係事務
 - イ 学び直し支援金関係事務

(住基法第30条の8第2項) 知事から教育委員会への本人確認情報の提供

- ④ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与関係事務
- ⑤ 授業料等減免関係事務
- ⑥ 国公立高等学校等修学支援事業関係事務
 - ア 奨学のための給付金関係事務
 - イ 学び直し支援金関係事務

※ なお、上記については、番号利用条例で個人番号を利用できる事務として規定する予定

(9月定例会提案予定)

【参考】独自利用事務に類似する番号利用法・住基法の法定事務

・高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務